

令和 8 年度 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金修学生募集要項（実務者研修受講者用）

静岡県社会福祉協議会では、静岡県内における介護福祉士の養成・確保を図るため、介護福祉士修学資金の貸付を行います。修学資金の貸付は無利子です。また、資格取得後一定期間、県内施設・事業所で要綱に定める介護等の業務に従事した場合、修学資金の返還が免除となります。

【修学資金の概要】

対 象 者	実務者研修を修了後に、介護福祉士の資格を取得し、静岡県内において介護等の業務に従事する意思のある人で、次の①または②に該当する人 ① 静岡県内に所在する所定の実務者養成施設において実務者研修を受講する人 ② 静岡県内に居住し、県外に所在する所定の実務者養成施設において実務者研修を受講する人
申請条件	次の条件を全て満たすことが申請の条件となります。 ① 在学する実務者養成施設の長が推薦する人 ② 介護福祉士資格取得後、県内の介護施設等へ就業しようとする人 ③ 令和 9 年 1 月の介護福祉士国家試験を受験することが可能である人 ※外国人の方は、在留資格が「特定技能」であること。
貸 付 額	20 万円以内 養成施設等に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金その他、参考図書、学用品、交通費等を含む
利 子	無利子（ただし、修学資金返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸付期間	原則として正規の修学期間
支 払	貸付決定次第、一括で交付します。
返還免除	実務者研修を修了後、介護福祉士の資格を取得し、1 年以内に静岡県内で、 <u>介護等の業務</u> ※に、引き続いて 2 年以上従事した場合、返還を全額免除します。 （※対象業務は裏面参照）
返 還	実務者研修を修了しなかった場合や介護福祉士の資格を取得しなかった場合、静岡県内で介護福祉士として就職しなかった場合、従事期間が 2 年未満の場合などは、修学資金を返還することとなります。 ① 返還期間は貸付を受けた期間に相当する期間。ただし、返還債務の猶予期間があればその期間を加えることができます。 ② 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払（繰上償還可）
提出書類	① 修学資金貸付申請書 ② 養成施設の長の推薦書 ③ 住民票の写し（R8. 4. 1 以降に発行のもの、本籍地記載無、世帯全員記載有、マイナンバー記載無、コピー不可、※外国人の場合在留資格記載有） ④ 所得を証明する書類（同一世帯に属する人の内、収入のある方全員分の源泉徴収票等のコピー及び貸付申請額に関する確認書類（受講料、実習費等内訳のわかる領収書等） ⑤ 介護福祉士修学資金申請書添付資料 ⑥ 連帯保証人の住民票及び所得を証明する書類
提 出 先	〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課 電話：054-254-5244 ※実務者研修養成施設で申請書類を取りまとめの上、御提出ください。
締 切	令和 8 年 8 月 31 日（月）必着

（裏 面）

返還免除対象となる業務（「介護等の業務」）一覧

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業	対象となる業務
児童福祉法	障害児通所支援事業を行う施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター	入所児者の保護に直接従事する職員の業務
生活保護法	救護施設及び更生施設	介護職員の業務
老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム（主たる業務が介護等の業務）	介護職員の業務
介護保険法	指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び指定夜間対応型訪問介護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等の業務
	指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護	介護職員の業務
	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定通所生活介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護	介護従事者の業務
	介護老人保健施設、運営ができることとされた指定介護療養型医療施設	介護職員の業務
障害者総合支援法	障害者支援施設	介護職員の業務
	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助（重度障害者等包括支援において提供されるものを含む。）、及び療養介護を行う事業所	介護職員の業務
その他、「介護等の業務」に準ずるものとして静岡県社会福祉協議会会長が認めるもの		

返還免除対象となる業務は、「静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要綱」による。